

愛知県肥料価格高騰対策支援金交付等要綱

令和4年11月1日 制定
令和5年4月14日 一部改正

(通 則)

第1 肥料は、その原料の多くを海外に依存しており、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、国内肥料価格が急騰し、農業者の経営に影響を及ぼしている。

愛知県肥料価格高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）は、本県農業の維持・発展のため、肥料価格高騰の影響を受けるなかにおいて化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分への支援として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2 交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 愛知県内に居住し、原則として県内で農業生産を営む農業者、又は愛知県内に事業所を置き、原則として県内で農業生産を営む法人であること。

(2) 農産物の出荷・販売実績があること。

新規就農者であって農産物の出荷・販売実績のない場合においては、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかなこと。

(3) 化学肥料の使用量の低減に向けて取り組むこと。

(4) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）に該当しないこと。

2 支援対象とする肥料

(1) 肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料法」という。）に基づく肥料であること。

(2) 交付対象者が自らの農業生産に使用するために別表1に掲げる対象期間中に確実に購入したものであって、当該事業者が自ら使用する肥料であること。

ただし、発注したことを証明する書類（注文票等）と肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）、または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出できるものに限る。

(県支援金の交付)

第3 県支援金の交付は、第2の2に定める支援対象とする肥料において、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部とする。

2 別表1に掲げる交付申請期間内に、第5に定める交付申請書を提出できるものに限る。

(県支援金の交付額)

第4 県支援金の交付額は次に掲げる算式により、算出された額を限度とする。

県支援金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 0.15

前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9

2 当年肥料とは、別表1に掲げる期間に適用された価格で農業者が購入した又は購入したことが確実に見込まれるものであって、当該事業者が自ら使用する肥料であること。

3 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省農産局長が定めたものを用いる。

(交付申請)

- 第5 県支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号に別表2に掲げる各書類を添付して、別表1に定める交付申請期間に知事に申請しなければならない。
- 2 申請者のうち農林水産省の肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）に基づく肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）の参加農業者として取組実施者を通じて愛知県肥料高騰対策推進協議会長に申請を行っている者については、別表2に定めるとおり、一部の書類の添付を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

- 第6 知事は第5の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付を決定するとともに、規則第14条に基づき、支援金額の確定を行うものとする。
- 2 前項の規定による交付決定の通知及び支援金額の確定の通知は、申請者への支援金の入金をもって行うものとする。

(実績報告)

- 第7 規則第13条に定める実績報告は、第5に定める書類をもって代えるものとする。

(化学肥料の使用量低減の取組)

- 第8 申請者は、化学肥料の使用量の低減に向けた取組として、化学肥料低減計画書を作成し、令和5年度までに取り組むこととして、第5に定める申請書に添えて提出しなければならない。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

- 第9 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団の排除)

- 第10 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。
- 2 申請者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第5の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(その他)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

別表 1 (第 5 関係)

支援対象となる肥料及び交付申請期間

区分	支援対象となる肥料の購入時期	交付申請期間 (消印有効)
秋用肥料	令和 4 年 6 月から 10 月まで	令和 4 年 11 月 25 日 (金) から 12 月 20 日 (火) まで
春用肥料	令和 4 年 11 月から令和 5 年 5 月まで	令和 5 年 5 月 23 日 (火) から 7 月 21 日 (金) まで

別表 2 (第 5 ~ 第 8 関係)

別紙様式第 1 号の添付書類

添付書類	「3 支援対象となる当年肥料費」が国事業の申請と同じ場合	「3 支援対象となる当年肥料費」が国事業の申請と異なる場合 (国事業を申請していない場合を含む)
別添 1 化学肥料低減計画書	国事業の書類を活用するため省略可	必要
別添 2 本人確認書類	国事業の書類を活用するため省略可	必要
別添 3 販売農家確認書類	国事業の書類を活用するため省略可	必要
別添 4 所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類	国事業の書類を活用するため省略可	必要

※「その他、知事が必要と認める書類」については、指示に基づき適宜対応すること。

申請者自身について、いずれかに□にチェックしてください。

- 国の肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）の参加農業者です。
取組実施者を通じて国事業の事業実施主体である愛知県肥料高騰対策推進協議会へ提出した関係書類、データの共有について承諾します。
- 国事業への申請は行わず、県支援金のみの申請となる者です。

令和5年 月 日

愛知県肥料価格高騰対策支援金申請書兼請求書

愛知県知事 殿

愛知県肥料価格高騰対策支援金交付等要綱（令和4年11月1日付け4農経第763号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて愛知県肥料価格高騰対策支援金を下記により申請します。

記

1 交付要件に該当することの確認及び軽微な修正に関する同意（すべての□にチェックが必要です）

- 県内に居住し、又は事業所を置き、県内で農業を営み、農産物を販売しています。
- 支援対象期間以外のは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いありません。
- その他、裏面の誓約・同意事項の内容について、誓約・同意します。

2 申請者情報

	国事業の取組実施者に申請した参加農業者情報※	
	左に同じ	
フリガナ	<input type="checkbox"/>	※
氏名 <small>（法人の場合は法人名及び代表者の職氏名）</small>	<input type="checkbox"/>	※
郵便番号	<input type="checkbox"/>	※
フリガナ		
住所 <small>（法人の場合は事業所所在地）</small>		
連絡先電話番号 <small>（日中連絡可能な番号）</small>	<input type="checkbox"/>	※
メール又はFAX	<input type="checkbox"/>	※

3 支援対象となる当年肥料費（円）

	国事業の取組実施者ごとの申請肥料費	国事業の取組実施者名
当年肥料費※1	0 円	
高騰率※2	1.4	
県支援金額※3 <small>（1円未満切捨て）</small>	0 円	

- ※1： 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
また、国事業について他の取組実施者を通じて申請している場合は、その肥料費も含めた合計額を記載すること。
- ※2： 農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省農産局長が定めたものを用いる。
- ※3： 支援金額の算出方法は下記のとおりとする。
県支援金額 = { (当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9 } × 0.15

(裏面へ続く)

裏面「4 誓約・同意事項」、「5 振込先口座情報」、「6 添付書類の確認」を必ず記載のこと。

4 誓約・同意事項（内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。）

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
<p>1 以下の事項に相違ありません。</p> <p>(1) 農産物の販売を行っていること。</p> <p>(2) 支援対象期間以外のものは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いのないこと。</p> <p>(3) 国の事業については、他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。</p> <p>(4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。</p> <p>2 本事業に係る報告や立入調査について、愛知県知事等から求められた場合に応じます。</p> <p>3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、愛知県知事等から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>(1) 本書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>(2) 本書及びその他の提出書類について、審査の過程における修正指示に回答しない、又は、従わない場合</p> <p>(3) 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(4) その他、愛知県から求められた場合</p> <p>5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。</p> <p>「個人情報の取扱い」</p> <p>農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策関係事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>	

5 振込先口座情報

- ① 秋用肥料で本事業の支援を受けた方で、振込口座情報が同じ
- ② 秋用肥料で本事業の支援を受けた方で、振込口座情報が異なる
- ③ 秋用肥料で本事業の支援を受けていない方

←①から③のいずれかを記入

※ ①の方は、通帳の写しの貼付は不要、②及び③の方は、**通帳の写しを必ず貼付してください。**

の り し ろ

- ※ 「金融機関名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分を貼付してください。（金融機関によって、表紙の裏面見開きページのみで済む場合と表紙ページも併せて必要な場合がありますので注意してください。）
- ※ ネットバンキングの場合は、上記内容が確認できる画面の写し。
- ※ **個人の申請の場合は、「2 申請者情報」と「口座名義（フリガナ）」は一致**していなければいけません。**法人の申請の場合は、法人名義の振込口座としてください。**
- ※ 貼付が困難な場合は、本申請書に左肩止めでホチキス止めで提出してください。

6 添付資料（以下の該当の□にチェックを入れること）

- 国事業において参加農業者として申請を行っている者**
 - 当年肥料費について、国事業の申請内容と同じ場合**
→添付資料なし（国事業の提出資料と共有）
 - 当年肥料費について、国事業の申請内容と異なる場合**
→異なる部分の所要額の算出根拠となる証拠書類（様式第1号別添4）
国事業の申請内容との重複部分については添付資料なし（国事業の提出資料と共有）
- 県支援金のみを申請する者（国事業に申請を行っていない者）**
 - 化学肥料低減計画書（様式第1号別添1）
 - 本人確認書類（免許証の写し等。法人の場合は、登記事項証明書等）（様式第1号別添2）
 - 販売農家確認書類（直近の確定申告書、決算書等）（様式第1号別添3）
 - 所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類（様式第1号別添4）
当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月から令和5年5月までに発注したことを証明する書類（注文票等）と、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）又は支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
 - その他、知事が必要と認める書類

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料

作付概要

作物名	作付面積(a)
計	

注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが1つ以上必要です。従来の取組を強化・拡大する場合は、「◎」で記入してください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 (ア)露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理 (溶脱抑制を目的とするため施設栽培は除く)		
ソ 地域特認技術の利用 (イ)肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減 (被覆資材の流出防止の取組と一体的に進める)		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックしてください。

- (注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

本人確認書類 添付台紙

【個人の場合】 ①を添付

①交付申請者の氏名・住所が確認できる

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書の写し

(顔写真付きの証明書を持たない場合、保険証等公的機関の発行する証明書の写しを2点添付)

【法人の場合】 ①、②両方を添付

①履歴事項全部証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの)

②代表者の氏名・住所が確認できる

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書の写し

(顔写真付きの証明書を持たない場合、保険証等公的機関の発行する証明書の写しを2点添付)

裏書きがある場合は両面を貼付してください。

枠内に収まらない場合は、この台紙を表紙とし、

添付書類を左上でホチキス止めして

提出してください。

販売農家確認書類 添付台紙

直近の青色申告書、決算書の写し等

枠内に収まらない場合は、この台紙を表紙とし、
添付書類を左上でホチキス止めして
提出してください。

※ 新規就農者であって農産物の出荷・販売実績のない場合において、事業開業届、青年等就農計画認定書(青年等就農計画認定申請書含む)の写しなど、出荷・販売が見込まれることが明らかであることが分かる書類を添付してください。

所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類 添付台紙

コピーして活用する場合がありますので、1枚の添付台紙に証拠書類は重ねて貼付しないでください。

枠内に収まらない場合は、この台紙を表紙とし、

添付書類を左上でホチキス止めして

提出してください。

1 所要額の算出根拠となる証拠書類の添付台紙として用いる場合

当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)又は支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を貼付してください。

※ 肥料名、購入単価、購入数量、購入額、注文日、納品日、請求日等の必要事項が記載されているもの。

2 肥料法に基づく肥料であることの証拠書類の添付台紙として用いる場合

そのことを証明する保証票、パンフレット等を貼付してください。